

東部環境センター非常用発電設備整備事業
公募型プロポーザル
募集要領

令和7年5月

高 知 市

目次

1	募集要領の定義	- 1 -
2	本事業の目的	- 1 -
3	本事業の概要	- 1 -
	(1) 事業名称	- 1 -
	(2) 施設概要	- 1 -
	(3) 整備対象設備	- 1 -
	(4) 事業方式	- 1 -
	(5) 業務概要	- 1 -
	(6) 事業期間	- 2 -
	(7) 提案上限額	- 2 -
	(8) 本プロポーザルの実施者.....	- 2 -
4	参加資格要件	- 2 -
	(1) 参加者等の構成.....	- 2 -
	(2) 本事業に参加する者の参加資格要件.....	- 2 -
	(3) 共同企業体の代表構成員となる者の参加資格要件.....	- 3 -
	(4) 前号以外の共同企業体の構成員の参加資格要件.....	- 3 -
5	契約締結までのスケジュール（予定）	- 4 -
6	現地視察及び閲覧資料	- 4 -
	(1) 対象施設	- 4 -
	(2) 実施概要	- 4 -
	(3) 現地視察の申込み.....	- 4 -
	(4) 留意事項	- 5 -
	(5) 閲覧資料	- 5 -
7	質疑回答	- 5 -
	(1) 提出方法	- 5 -
	(2) 提出先	- 5 -
	(3) 提出期限	- 5 -
	(4) 回答方法	- 6 -
8	参加意向申出	- 6 -
	(1) 提出書類	- 6 -
	(2) 提出方法	- 6 -
	(3) 提出先	- 6 -
	(4) 提出期限	- 6 -
9	参加資格審査結果通知	- 6 -
10	提案書の作成・提出	- 6 -
	(1) 提出書類及び部数.....	- 6 -

(2) 提出方法	- 7 -
(3) 提出先	- 7 -
(4) 提出期限	- 7 -
(5) 提出書類の取扱い, 著作権等.....	- 7 -
(6) 参加の辞退	- 8 -
11 審査方法及び選定基準	- 8 -
(1) 選定委員会	- 8 -
(2) 参加資格審査 (一次審査)	- 8 -
(3) 提案書・プレゼンテーション審査 (二次審査)	- 8 -
(4) 選定基準	- 9 -
12 審査結果の通知	- 9 -
13 契約の締結	- 9 -
14 失格事項	- 9 -
15 その他	- 9 -
16 本プロポーザルの事務局	- 9 -

1 募集要領の定義

高知市（以下「本市」という。）は、東部環境センター非常用発電設備整備事業（以下「本事業」という。）について、設計施工一括での発注により実施し、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、価格のみでなく技術的に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「本公募」という。）により事業者を選定するものであり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 本事業の目的

本市が所管する東部環境センターし尿処理施設（以下「本施設」という。）非常用発電設備は昭和59年7月の供用開始から約40年が経過し、経年劣化に伴う不具合により長時間の稼働が困難な状態である。

当該発電設備は、停電した際にも処理を継続する重要な役割を担っている。このため、事業継続計画（BCP）に基づく処理の継続性確保を図るとともに、将来のし尿搬入量の減少を見据えて、本施設の処理状況を分析・評価し、既存発電能力の削減など最適な発電設備の更新を目的とする。

3 本事業の概要

(1) 事業名称

東部環境センター非常用発電設備整備事業

(2) 施設概要

事業場所：高知市介良丙 1200 番地

施設名称：高知市東部環境センター（し尿処理施設）

処理方式：低希釈二段活性汚泥法（標準脱窒素処理）+凝集沈殿+オゾン+砂濾過+活性炭吸着

施設規模：390kl/日（195kl/日×2系列）

(3) 整備対象設備

設備名称：非常用自家発電設備

既存発電機容量：750KVA

(4) 事業方式

本事業における事業手法は、民間ノウハウの活用による効果的・効率的な整備を実施するため、設計施工一括発注方式とする。

(5) 業務概要

ア 設計業務

非常用発電設備整備に係る実施設計業務（以下「設計業務」という。）

イ 施工業務

非常用発電設備整備に係る施工業務（以下「施工業務」という。）

(6) 事業期間

本事業の設計及び施工期間は、本契約締結（仮契約後、議会における議案の議決をもって本契約となる。）後、令和9年2月28日までとする。

(7) 提案上限額

235,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(8) 本プロポーザルの実施者

高知市長 桑名 龍吾（以下「市長」という。）

4 参加資格要件

(1) 参加者等の構成

ア 参加者は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

イ 共同企業体の構成員数は2又は3とし、代表者以外の構成員には第4号のイの要件を満たす者を含めること。

ウ 共同企業体代表者の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること。

エ 共同企業体構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とする。ただし、構成員に設計業務のみ担当する者については次の構成員数に含まず、最小の出資比率は設けないものとする。

a 2事業者 30%

b 3事業者 20%

オ 共同企業体の変更は原則として認めない。ただし、代表構成員を除く構成員については、やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承認を得て変更することができる。

(2) 本事業に参加する者の参加資格要件

参加者は、参加意向申出書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、基準日から優先交渉権者の決定までの間において、資格要件に該当しないことが明らかになった場合は参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者

イ 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受

けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 2 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者

オ 構成員は、本事業について他の共同企業体の構成員となることができない。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

キ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

ク 公募を希望する者の間に資本関係若しくは人的関係がない者

ケ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を代表構成員又はその他の構成員が有すること

(3) 共同企業体の代表構成員となる者の参加資格要件

前号に定めるもののほか、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること

ア 本市の令和 6・7 年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録があること

イ 次に掲げる事項のいずれかの要件を満たすこと

a 市内に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点における電気工事の格付等級が A 級の者

b 市外に主たる営業所（本社）を有する者については、公告日時点で有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、電気工事の総合評定値（総合評点）が 1,000 点以上の者（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写しを参加申出書と併せて提出すること。）

ウ 建設業法の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者

エ 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で配置することができる者（技術者については、基準日時点で雇用されていること。）

(4) 前号以外の共同企業体の構成員の参加資格要件

市内に主たる営業所（本社）を有する者とし、第 2 号に定めるもののほか、次に掲げる事項のいずれかを満たしていること

ア 設計業務を担当する構成員は本市の令和 6・7 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録がある者

イ 施工業務を担当する構成員については、次に掲げる事項をすべて満たしていること

a 本市の令和 6・7 年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、公告日時点における電気工事の格付等級が A 又は B 級の者（B 級については、公告日時点の格付にかかる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における電気工事の 2 年（又は 3 年）平均完成工事高 4,000 万円以上）で、建設業法の規定に基づく一般又

は特定建設業の許可を受けている者

- b 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有している技術者を施工主任技術者として専任で配置することができる者（技術者については、基準日時点で雇用されていること。）

5 契約締結までのスケジュール（予定）

公告	令和7年5月29日（木）
現地視察	令和7年6月5日（木）
質疑書の提出期限	令和7年6月9日（月）
質疑回答の公表	令和7年6月12日（木）
参加意向申出書の提出期限	令和7年6月16日（月）
参加資格審査結果通知の発送	令和7年6月23日（月）
技術提案書等の提出期限	令和7年7月15日（火）
技術提案書、プレゼンテーション審査	令和7年7月23日（水）
審査結果の通知	令和7年7月下旬
仮契約締結	令和7年8月中旬
本契約締結	高知市議会における議決後

6 現地視察及び閲覧資料

(1) 対象施設

高知市東部環境センター（高知市介良丙 1200 番地）

(2) 実施概要

ア 日程

令和7年6月5日（木）

イ 視察方法

- a 集合時間、場所等の詳細については申込者に別途通知する。
- b 施設内は市職員の同行を必須とする。
- c 車で来場する場合、参加グループにつき2台までとすること。

ウ 視察対象

発電機室、電気室、受変電設備、燃料地下タンク、屋上（クーリングタワー等）、施設外周等視察対象とする。

(3) 現地視察の申込み

ア 現地視察申込書（様式1）により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。その際、表題は「現地視察申込書（事業者名）」とすること。また、提出先は「16 本プロポーザルの事務局」のとおりとし、送信後は電話にて到達確認をすること。

イ 申込みは代表者が行うこと。

ウ 申込期間は公告日～令和7年6月2日（月）12時までとする。なお、現地視察の申込みを提出した代表者には、詳細な時間等を令和7年6月3日（火）に電子メールにより連絡する。

エ 参加者については、6名以内とする。

(4) 留意事項

ア 施設敷地内は全面禁煙である。

イ 施設の運営等に支障のないよう留意すること。

ウ 視察に必要なものは各自で用意すること。

エ カメラ等による撮影は可能とするが、施設利用者が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。

オ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。

(5) 閲覧資料

以下の資料の閲覧を希望する者は、本公告後から令和7年6月5日（木）までに「16 本プロポーザルの事務局」に記載のあるメールアドレスに電子メールにて参考図書閲覧申込書（様式2）を送信し、閲覧方法などについて確認すること。その際、表題は「参考図書閲覧申込書（事業者名）」とすること。送信後は電話にて到達確認をすること。

ア 東部環境センター管理棟建築工事図面データ

イ 東部環境センターし尿処理施設建設工事（建築設備）図面データ

ウ 東部環境センター非常用発電設備完成図書データ

7 質疑回答

発注仕様書（要求水準書）、本募集要領等の内容に不明な点がある場合は、質疑書（様式3）を提出すること。

(1) 提出方法

質疑書（様式3）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。その際、表題は「質疑書（事業者名）」とすること。送信後は電話にて到達確認をすること。

(2) 提出先

高知県高知市本町5丁目1-45 高知市総務部契約課（本庁舎3階）

電話番号：088-823-9416 メールアドレス：kc-050500@city.kochi.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年6月9日（月）の12時まで

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、令和 7 年 6 月 12 日（木）の 17 時までに高知市総務部契約課ホームページにて公表する。

8 参加意向申出

(1) 提出書類

参加意向申出をする者（以下「参加意向申出者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加意向申出書（様式 4）

イ 特定事業共同企業体協定書等（様式 4-1 ～ 3）

ウ 特別管理産業廃棄物管理責任者状況調書（様式 7）

エ 配置予定技術者状況調書（様式 8）

オ 公告日時点で有効な経営事項審査結果通知書・総合評価値通知書（最新のものに限る。市外に主たる営業所（本社）を有する者のみ必要）

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便）により提出すること。

(3) 提出先

高知県高知市本町 5 丁目 1-45 高知市総務部契約課（本庁舎 3 階）

電話番号：088-823-9416

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日（月）の 17 時まで（質疑回答を確認の上、提出すること。）

9 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和 7 年 6 月 23 日（月）に、参加意向申出者に通知する。

10 提案書の作成・提出

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書類は表 1 提案書提出書類一覧のとおりとする。

イ 正本 1 部、副本 10 部（複写）とし、副本についての出力は両面コピーとする。

ウ 提出書類は、1 部ずつファイル等に綴り、様式ごとに見出し（インデックス等）を貼付すること。

エ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

オ カラー刷り、写真、絵、図、表等の挿入は可とする。

表 1 提案書提出書類一覧

No.	提出書類	留意事項	規格等
1	提案書 (表紙)	・ 指定様式による ・ 代表者印を押印したもの	様式 5
2	提案書	・ 指定様式による。 ・ 次の①～③の各テーマに沿った提案を行うこと。 ①事業計画に関する項目 ②設備整備に関する項目 ③維持管理に関する項目	・ 様式 5-1-1 ～ 5-3-2 ・ フォントサイズは 11 ポイント以上とする。
3	価格提案書	・ 指定様式による。 ① 「3 本事業の概要(7)提案上限額」以内の金額を記入すること。 ② 価格の内訳書(様式自由)を併せて添付すること。 なお、1・2の記載は必須とする。 1 設計業務費 2 工事費 ③ 消費税及び地方消費税率は 10%とすること。	様式 5-4

(2) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)により提出すること。なお、提出期限必着とする。

(3) 提出先

高知県高知市本町 5 丁目 1-45 高知市総務部契約課(本庁舎 3 階)
電話番号: 088-823-9416

(4) 提出期限

「9 参加資格審査結果通知」により、資格を有することを認められた事業者は、令和 7 年 7 月 15 日(火)の 17 時(必着)までに提出すること。

(5) 提出書類の取扱い、著作権等

ア 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

イ 参加意向申出書及び提案書の提出後、原則としてそれぞれの審査が終了するまでは、記載内容及び提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 著作権

本整備事業に関する提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本整備事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、発注者は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、非選定となった提案については、本整備事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

エ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

オ 本市が提供する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、本市の了承を得ることなく、当該資料を第三者に使用、又はその内容を開示してはならない。

カ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 参加の辞退

提出書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式6）を高知市総務部契約課に郵送又は持参により提出すること。

11 審査方法及び選定基準

(1) 選定委員会

優先交渉権者の選定は、東部環境センター非常用発電設備整備事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し実施する。

(2) 参加資格審査（一次審査）

参加意向申出書を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。資格審査の結果、提案書の提出者を選定し、参加資格審査結果通知を発送する。

(3) 提案書・プレゼンテーション審査（二次審査）

参加資格審査を通過した参加者は、提案書・プレゼンテーション審査を実施する。選定委員会は、提出された提案書等、プレゼンテーションについて優先交渉権者決定基準に基づき評価を実施する。

ア 実施予定日

令和7年7月23日（水）を予定

イ 実施場所

高知市東部環境センター

ウ 出席者

4名以内（統括管理責任者を必ず含むこと。）

エ 説明時間

提案書、プレゼンテーション資料に基づく参加者からの説明は20分以内とし、説明後に質疑応答（10分程度）を行う。プレゼンテーション全体の時間は30分程度とする。

オ プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。その際、パソコンの使用は認めるが事前に連絡すること。その場合、スクリーン及びプロジェクター

(VGA・HDMI 接続可能)は用意するが、それ以外の機器(接続ケーブル含む。)は各者が用意すること。

(4) 選定基準

二次審査の選定基準は、「東部環境センター非常用発電設備整備事業公募型プロポーザル優先交渉権者決定基準」のとおり。

12 審査結果の通知

二次審査結果は、参加者全員に書面で通知する。なお、選考の理由、結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。決定された優先交渉権者及び次点候補者に対しては、その旨を併せて書面で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面で通知する。

13 契約の締結

審査結果の通知を受けた優先交渉権者は、市と速やかに事業に関する協議・調整を行った上で実施内容を決定し、事業費見積書を市に提出する。当該見積書の額については、提案書類において提出した提案価格以下とすること。以上の協議及び事業費見積書の提出後、優先交渉権者は、設計施工一括仮契約を締結し、高知市議会の議決をもって、本契約として成立する。

14 失格事項

プロポーザル参加者が、参加申出書の受付日以降、優先交渉権者が決定するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。なお、この場合において、発注者はプロポーザル参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

- ア 参加資格等に不適合が認められたとき又は参加資格要件を満たさないとき
- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ウ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- エ 提案上限額を超える提案をしたとき
- オ その他、提出書類等に際して不正あるいは公平性を欠く行為があったとき

15 その他

本プロポーザルに係る提出書類等の作成及び提案書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、参加者の負担とする。

16 本プロポーザルの事務局

高知県高知市介良丙1200番地

高知市環境部東部環境センター

担当者：吉川，林

電話番号：088-883-1155 FAX 番号：088-882-8261

メールアドレス：kc-181000@city.kochi.lg.jp